

申請の要件	8 貯蔵施設等の完成検査
申請に関する説明	液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設若しくは特定供給設備の設置又は変更の許可を受けた後、その工事が完成したときは、これらの使用前に市長が行う完成検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められ、その旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	法第37条の3第1項
関係条項	法第37条
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第14条、第52条から第55条まで ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日20210203保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第10条及び第11条の運用及び解釈について（平成29年3月31日20170316商局第10号）
行政指導指針	・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）
標準処理期間	検査終了の日から10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額